

学校職員の懲戒処分について（令和8年9月教育委員会定例会）（議案第26、27号関係）

No.	1	2
処 分 年 月 日	令和8年9月14日	令和8年9月14日
処 分 の 種 類	免職	戒告
処 分 の 理 由	わいせつな行為 （事件・事故の概要） 被処分者は、令和8年4月から5月の間において、18歳未満の者に対し、複数回、身体的接触を伴うわいせつな行為を行った。	管理監督責任 （概要） No.1の事案に関し、校長として部下職員の管理監督等に適正を欠いた。
事 件 発 生 年 月 日	令和8年4月から5月	令和8年4月から5月
被 処 分 者 の 年 齢	20歳代	50歳代
被 処 分 者 の 性 別	女性	女性
被 処 分 者 の 所 属	県立学校	県立学校
被 処 分 者 の 職	教職員（職名非公表）	校長
備 考	※一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を併せて実施	-